

児童手当のご案内

お子様の出生など新たに受給資格に該当した場合や、他の市区町村で児童手当を受給していた方が大田区に転入した場合は、申請が必要です。誕生日や受給資格者の前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。原則、申請をした月の翌月分から支給されます。15日を過ぎて申請した場合、支給を受けられない月が発生することがあります。月の後半に出生や転入があった場合は注意が必要です。

ただし、申請日が異動日（誕生日や受給資格者の前住所地の転出予定日）の翌月になった場合でも、異動日の翌日から15日以内に申請すれば、申請月から支給されます。

添付書類がそろっていない場合でも申請を受け付けますので、期限内にご申請ください。

1. 対象となる方

中学校修了前（15歳になった日以降、最初の3月31日まで）の児童を養育している保護者のうち、生計中心者の方（所得が高い方）。児童は国内に、保護者は大田区に住所がある方が対象となります。

- (1) 生計中心者が公務員の方は、勤務先に申請してください。
- (2) お子様は海外へ留学されている場合や父母以外の方が養育している場合等は、子育て支援課 ども医療係へお問い合わせください。

2. 所得制限

申請者（受給者）の所得が下記の所得制限限度額以上の場合は、手当額が児童の年齢、人数に関係なく支給対象児童1人につき5千円（特例給付）となります。

【児童手当 所得制限限度額表】

| 税法上の扶養人数 | 所得制限限度額 | 収入額目安 |
|----------|---------|-------|
| 0人 | 622万円 | 833万円 |
| 1人 | 660万円 | 875万円 |
| 2人 | 698万円 | 917万円 |

◇本年6月～翌年5月分までの手当
⇒ 前年中の所得で審査します。

◇本年5月分以前の手当
⇒ 前々年中の所得で審査します。

▲ 税法上の同一生計配偶者及び扶養親族の人数です。以降、扶養人数が1人増えるごとに所得制限限度額は38万円、老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円が加算されます。

3. 手当額（月額）

| 対象年齢 | | 所得制限 限度額未満 【児童手当】 | 所得制限 限度額以上 【特例給付】 |
|------------|-------|----------------------|-------------------------------------|
| 3歳未満 | | 15,000円/月 | 年齢・人数に関わらず 児童1人につき 一律5,000円/月 |
| 3歳～ 小学生 | 第1・2子 | 10,000円/月 | |
| | 第3子以降 | 15,000円/月 | |
| 中学生 | | 10,000円/月 | |

◇第3子以降とは、手当の支給対象ではない児童(18歳になった日以降、最初の3月31日まで)を含めて第〇子と数えます。

4. 支給時期

原則、6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10～翌年1月分）に申請者（受給者）名義の口座に支給対象月分を振り込みます。

児童手当受給開始後、継続して児童手当を受給するためには、現況届の提出が必要です。現況届は毎年6月に対象者へ郵送します。

5. 申請方法

子育て支援課ども医療係の窓口、電子申請または郵送により申請してください。

※電子申請は**びったりサービス**で検索してください。パソコン、スマートフォンから各手続きが申請できます。

※子育て支援課ども医療係の窓口で代理人（申請者（受給者）と同一世帯以外の方）が申請する場合は、

委任状が必要です。配偶者の方でも同一世帯以外の場合は委任状が必要です。

※郵送の場合は子育て支援課ども医療係への到達日が申請受付日となります。

郵便事故に関しての責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

※転入及び出生に伴う申請の場合のみ、特別出張所で提出することもできます。

<申請に必要なもの>

| | 条件 | 必要なもの | 説明 |
|---|---------------|---|--|
| ① | 全員 | ◇児童手当・特例給付認定請求書（新規）または額改定請求書・額改定届（増額・減額） ◇申請者（生計中心者）名義の普通預金口座 ◇印鑑 | ◇普通預金口座について、一部ご指定いただけない金融機関（区指定外のネット銀行や地方の信用組合等）があります。 |
| ② | 申請者と児童の住所が異なる | ◇児童手当・特例給付別居監護申立書 | ◇児童のマイナンバーが必要です。 |

◇その他、状況により別途書類の提出を依頼することがあります。

6. 受給後に必要な届出

- ・出生等により、支給対象の児童が増えたとき。
- ・離婚等により受給資格者の変更があるとき。
- ・受給している方と児童の住所が別々になったとき。
- ・受給している方が公務員になったとき。
- ・児童が児童養護施設に入所したとき、または退所したとき。
- ・振込口座を変更したいとき(受給者名義以外の口座には変更できません)。

申請者（受給者）が他の区市町村に転出する場合、大田区での児童手当は「転出予定日」で受給資格がなくなります。

転出予定日の翌日から15日以内に、転出先の区市町村で新たに申請してください。

請すると、誕生日・転入日に遡って資格が発生します。

大田区子ども家庭部 子育て支援課ども医療係
〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14
電話 03-5744-1275(直通) 区役所3階